

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

桑名市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 桑名市全域

(1) 現況

桑名市は、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯と伊勢湾に面した木曾三川と員弁川がつくる沖積平野、木曾川・長良川によってつくられた輪中に代表される低くて平坦な水郷地域により形成されている。その立地条件を生かして稲麦を中心に、平坦部では花卉園芸やトマト、なばななどの野菜、丘陵地ではみかん・たけのこなどを生産している。特に、トマト、なばなはブランドとして定着している。

しかし、農業就労者の一層の兼業化・高齢化により農業の担い手不足が深刻化している。また、農業後継者に継承されない、あるいは担い手に集積されない農地については遊休農地となり、このまま放置すれば周辺農地も含めて営農に大きな支障を及ぼす恐れがある。

こうした状況に対処するため、農地や農業用施設の保全に関する担い手の負担軽減や自然環境の保全に資する生産方式による営農等を支援していくことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者・地域住民・関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	農業振興地域内農用地区域	第3条第3項第1号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし。